

鈴鹿市工事監督規程

平成5年10月21日訓令第6号

改正

平成16年2月4日訓令第5号

平成20年3月27日訓令第3号

平成27年7月16日訓令第11号

平成31年3月13日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、市が行う建設工事（以下「工事」という。）の監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監督 契約の適正な履行を確保するため、工事履行の過程において当該履行の場所に立会い、工程の管理又は工事若しくは製造に使用する材料の確認、検査等によって相手方に指示、協議、承諾等を行うことをいう。

(2) 監督権者 工事担当課長をいう。

(3) 監督員 工事を監督する者をいう。

(4) 受注者 契約規則第25条第1項に規定する契約者をいう。

(監督の方法)

第3条 監督員は、契約書、仕様書、設計書、図面等（以下「契約書等」という。）に基づき、工事が完全に施行されるよう工事現場の状況を把握するものとする。

2 監督員は、受注者その他利害関係者に対し、常に厳正な態度で臨まなければならない。

3 監督員は、契約書等に基づき、立会い、指示その他の方法により適正に監督するものとする。

4 監督を実施するにあたっての工事監督基準は、別に定める。

(監督員の業務)

第4条 監督員は、業務の執行にあたっての指示、承諾及び協議については書面で行わなければならない。

(監督員の報告)

第5条 監督員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、監督権者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 設計変更を要するとき。
- (2) 工期内に完成の見込みのないとき。
- (3) 契約の解除又は工事の中断をするとき。
- (4) 工事の施行上重大な事実が発生したとき。

(工期の延期)

第6条 監督員は、受注者から工期延期願を受理したときは、原因等を調査及び確認して所定の手続きをとらなければならない。

(書類の整理)

第7条 監督員は、受注者から提出された一切の書類については、その事実を確認し、保管しておかななければならない。

(検査の準備)

第8条 監督員は、検査に際し、検査員が行う検査に必要なものを準備しなければならない。

(検査の立会い)

第9条 監督員は、検査員の行う検査に立ち会い、必要な資料等を提出し、工事の執行状況等を説明しなければならない。

(工事成績評定書の作成)

第10条 監督員は、工事が完成したときは、別に定める工事成績評定要領及び工事成績採点要領により成績を評定しなければならない。ただし、当初設計金額が130万円以下の工事については、これを省略することができる。

(検査の申出)

第11条 監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査員に検査の申出をし、検査の日時等を協議しなければならない。

- (1) 契約書等に基づき、工事が完成したとき。
- (2) 契約書等に基づき、工事の完成に先立って引渡しを受ける部分の工事が完了したとき。
- (3) 契約書等に基づき、工事の一部が完了した場合において、その完了部分について工事費用の部分払いの請求に係る申出があったとき。
- (4) 工事において検査を行う必要が生じたと認めたとき。

(不合格の処理)

第12条 監督権者は、検査に不合格のときは、受注者に手直し工事を指示しなければならない。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、工事の監督に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月4日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月27日訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年7月16日訓令第11号)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。